

トキ野生復帰にむけて

37

生物多様性の保全と野生生物を保護する法律について

11月27日、市民環境大学トキガイド養成講座において、環境省佐渡自然保護官事務所の岩浅自然保護官より講義がありました。

●日本の野生生物を保護する目的で制定された法律には次の4種があります。

①絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

「レッドリスト」の作成により広く社会に情報を提供し警鐘を鳴らしています。

トキは国内希少野生動植物種に指定され、保護増殖事業計画により守られています。

②鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

小佐渡東部鳥獣保護区が拡大指定され、許可を受けて実施する場合を除いて区域内では鳥獣の捕獲が禁止されています。

さらに旧トキ保護センター周辺の734ヘクタールは特別保護地区として指定され、一定の開発行為等が規制されています。

③特定外来生物による生態系に係る

被害の防止に関する法律

ブラックバス、ハブの天敵として導入されたマングース、ペットとして飼養されたアライグマやカミツキガメなど近年、海外起源の外来生物が持ち込まれることにより人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼしています。これらの外来生物を指定し、飼養・運搬・保管・輸入などを規制するほか、防除事業を実施しています。

④遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

メダカなどにクラゲの遺伝子を導入するなど、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しています。

●生物多様性の「3つの危機」

①人間の活動や開発による種の減少、絶滅、生態系の破壊。

②里地里山など人為的に管理され守られてきた自然に対する人間の働きかけが減少してきていること。

③外来生物の持ち込みや農薬の使用など、存在しなかった生物や物質が人間により外部から持ち込まれること。

このような背景から法律は生物多様性（いろいろな種類の生物が存在していること）の確保、生活環境の保全および農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的として制定されました。

近年、人里に出没するクマの人への危害が問題となっています。

管理されなくなった里山では森林が密になり、成長が妨げられることでエ

中国のトキ2羽が佐渡に到着しました

11月19日、中国から贈られたトキ2羽が佐渡に到着しました。

今回の中国からのトキ供与は、今年4月に行われた日中首脳会談で中国の温家宝首相がトキ2羽を日本へ贈るとの表明が実現したものです。

翌日20日に、中国へ返還される13羽が中国に向けて出発しました。

日中間の取り決めで、2000年に日本に贈られた美しいトキについて、

サとなる木の量の量が少なくなり、エサを求めて人里へ下りたと考えられます。

法律は希少野生動植物の保護を目的としていますが、失いつつある生物多様性を保全し生きものと人が共生するためには、環境に対する理解や人がかつてのように里山を管理し、環境をつくりあげる取組みが重要であることを再認識しました。

奇数番目の子は中国に返すことになっています。

新しい2羽を迎え、13羽が中国にかえり、佐渡で飼育されているトキは95羽となりました。



トキの写真：左がホワヤン（華陽）、右がイーシュイ（溢水）

◆市役所 環境課 トキ推進室

☎63-3113